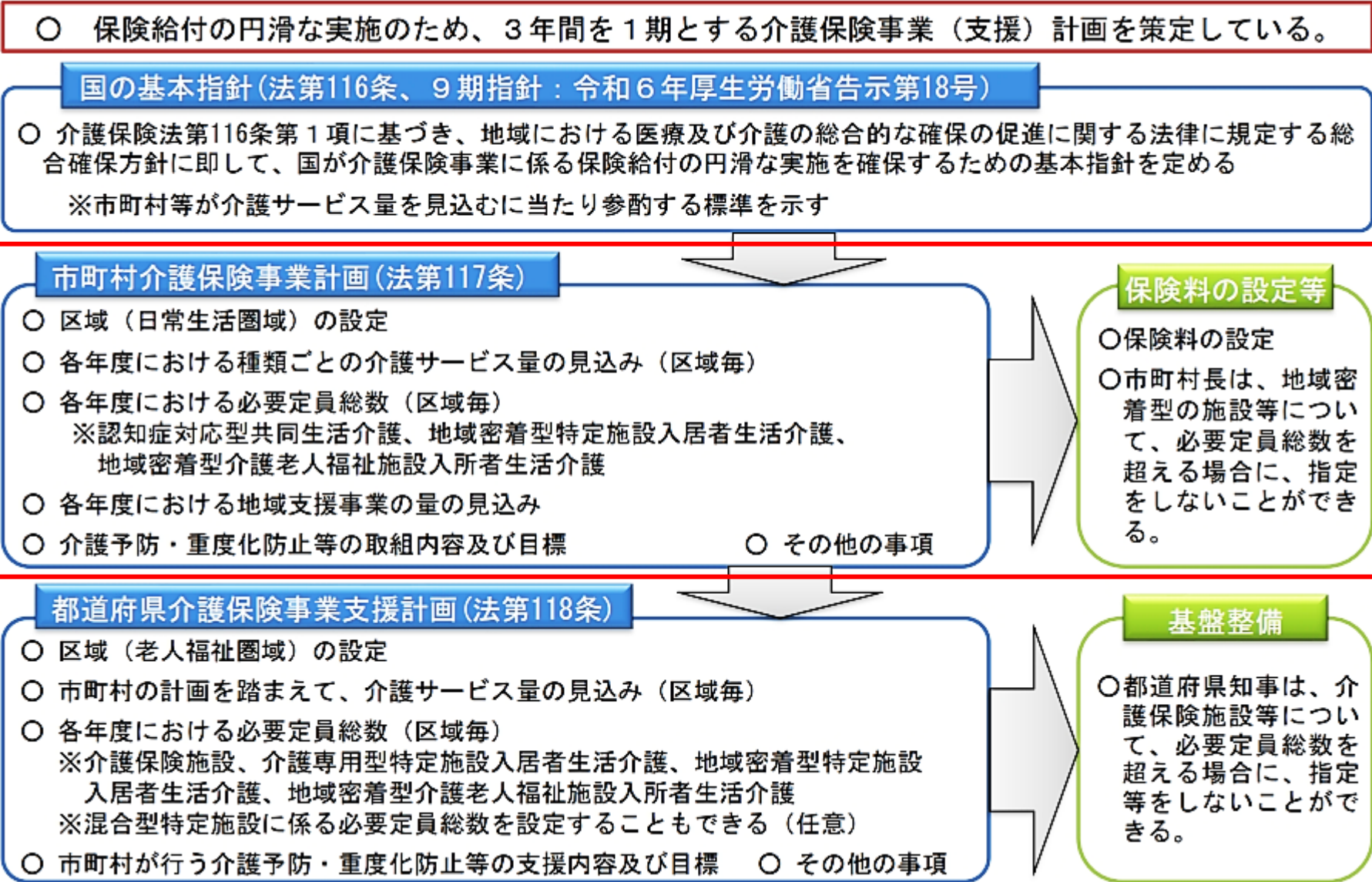


「富谷市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」策定に向けた実態把握調査について

令和7年10月3日

富谷市保健福祉部長寿福祉課

1.介護保険事業計画の位置付け



2.第10期介護保険事業(支援)計画に向けた調査の実施

介護保険法(第117条第5項)において市町村は、日常生活圏域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めることとされている。

介護保険法(平成9年法律第123号) 第117条第5項

市町村は、第2項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

第9期介護保険事業計画の基本指針

<実施いただきたい調査>

- **介護予防・日常生活圏域二一ズ調査**については、地域の要支援者・総合事業対象者・一般高齢者の地域課題を把握するために重要であり、実施していただきたい。
- **在宅介護実態調査**については、介護離職を防止する観点から、「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として、主に在宅で要介護認定を受けている者を対象とした調査である。計画の作成にあたり関係者と議論する際の材料として有用であり実施していただきたい。※基本指針次ページ参照

<実施を検討いただきたい調査>

- その他のサービス提供体制を検討するための各種実態把握調査(**在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査**)については、調査の実施・分析に必要な体制の確保に留意しつつ、可能であれば実施を検討していただきたい。在宅生活の継続という観点からのビジョンを設定・検討されている市町村は、本調査が、住み慣れた地域での生活を支えるうえで有効な定期巡回・小多機・看多機等の地域密着型サービスの二一ズの把握につながる観点を踏まえて検討していただきたい。

2.第10期介護保険事業(支援)計画に向けた調査の実施

○第9期介護保険事業(支援)計画基本指針(令和6年1月19日厚生労働省告示第18号)(抄)

第二―2―(三)調査の実施

市町村は、被保険者のサービスの利用に関する意向等を把握するとともに、自らが定める区域ごとに被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情等、要介護者等の実態に関する調査(以下「各種調査等」という。)の実施に努めるものとする。なお、その際は、特に、**介護予防・日常生活圏域二ーズ調査を活用**することが重要である。

また、要介護状態等にある家族を介護するため離職すること(以下「介護離職」という。)を防止する観点から、働きながら介護に取り組む家族等や、今後の仕事と介護の両立に不安や悩みを持つ就業者の実情等の把握に努めるなど調査方法等の工夫を図ることが重要である。

～中略～

さらに、これらの調査により定量的に把握された心身の状況が低下した被保険者の状況や働きながら介護に取り組む家族の状況等を参考として、生活支援サービスや介護予防事業の充実等の取組、介護離職の防止を含む家族等への支援の観点を踏まえた介護サービスの整備や、介護離職防止の観点から労働担当部局と連携した職場環境の改善に関する普及啓発等の取組を市町村介護保険事業計画に定めるとともに、それらの取組を勘案して要介護者等の人数やサービス量の見込みを定めることが望ましい。

○第9期介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(抄)

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

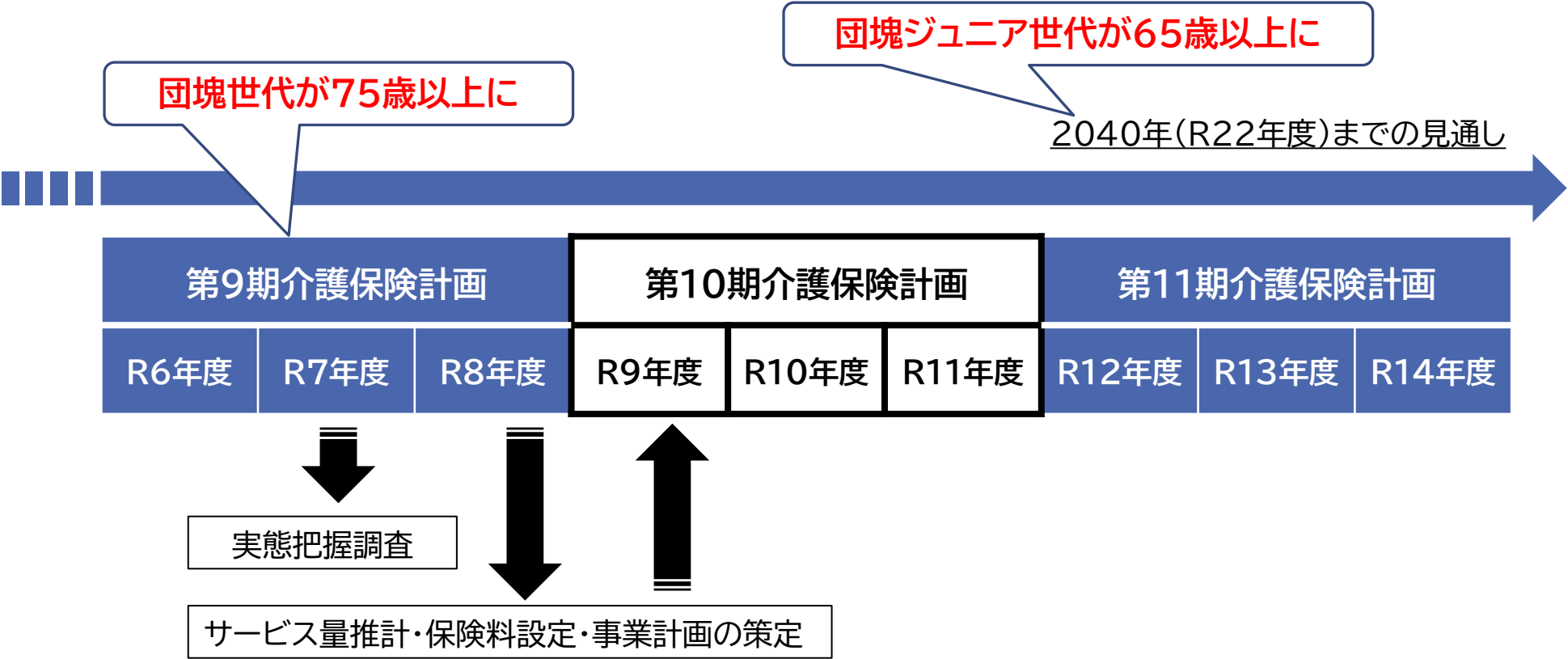
2 要介護者等地域の実態の把握等

中長期的な介護二ーズの見通し等を把握した上で、介護サービス事業者を含め、地域の関係者と共有し、介護サービス基盤整備の在り方を議論することが重要であり、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、既存施設や事業所の今後の在り方を含めて検討することが重要である

3. 関連法令(①市町村介護保険事業計画)

①介護保険法 第117条第1項(市町村介護保険事業計画)

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。



3.関連法令(②市町村老人福祉計画、③認知症施策推進計画)

②老人福祉法 第20条の8第1項(市町村老人福祉計画)

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

高齢者を対象とした居宅生活支援や福祉施設等(老人福祉法に定められた「老人福祉事業」)に関する目標量とその確保方策について定める計画。

本市においては、「**高齢者保健福祉計画**」として、「**介護保険事業計画**」と一体的に策定。

「**高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画**」は、本市における高齢者福祉施策や、介護保険事業の基本的な指針・方向性を示し、取り組むべき施策等について記したもので、この計画を基に、高齢者福祉施策や介護保険事業を総合的に展開するもの。※次ページ参照

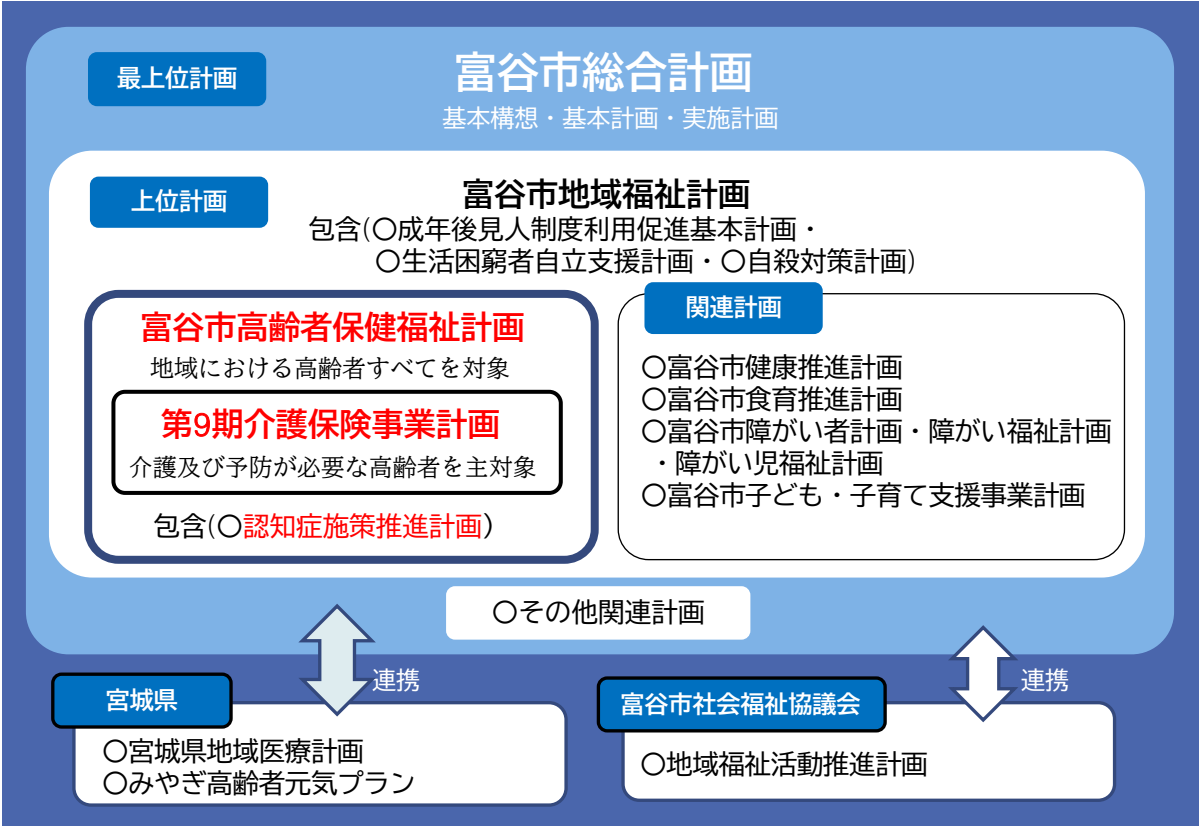
③共生社会の実現を推進するための認知症基本法 第13条(市町村認知症施策推進計画)

市町村は、基本計画(都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画)を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない。

市町村計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する「**市町村地域福祉計画**」、老人福祉法第20条の8第1項に規定する「**市町村老人福祉計画**」、介護保険法第117条第1項に規定する「**市町村介護保険事業計画**」その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4.本市における「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の位置付け

本市の最上位計画である『富谷市総合計画』をはじめ、福祉施策における上位計画である「地域福祉計画」等との整合性を図りながら、高齢者施策を担う『富谷市高齢者保健福祉計画』と『第10期富谷市介護保険事業計画』を一体的に策定。



富谷市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

5.「富谷市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」実態把握調査について

(1) 調査目的

令和8年度に予定している、「高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画【計画期間：令和9年度～令和11年度(3年間)】」の策定にあたり、高齢者等の日常生活実態及び介護者の介護実態や介護事業所の実情を把握し、本市における課題整理や今後の目指すべき地域包括ケアシステム構築のあり方とサービス基盤の方向性を検討し、将来設計の基礎資料を得るため、本調査を実施するもの。

(2) 調査内容

国で示す各種アンケート調査等の例示を基に、本市の実態に応じた独自の項目など、前回実施した内容を踏まえ、本市においては、下記の4つの区分での調査を予定。※次ページ以降参照。

具体の調査項目については、富谷市介護保険運営委員会において協議検討を図り決定する。

なお、国で示すアンケート調査とは別に独自調査として、第2号被保険者(40歳～64歳)を対象にした調査を予定する。

また、①及び②の調査項目(国必須項目)については、厚生労働省における、地域包括ケア「見える化」システムに登録し、都道府県や市町村間の地域間比較が出来るようデータの作成を行う。

- ① 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査(要介護1～5以外の高齢者)
- ② 在宅介護実態調査(要介護・要支援認定を受けている在宅の高齢者及び介護者)
- ③ 第2号被保険者二一ズ調査(40歳～64歳の方)
- ④ 介護人材実態調査(介護事業所、介護施設等(住宅型有料含む))

※①・②：計画基本指針にて実施すべきとされている調査

③：①の調査と同内容を、第2号被保険者に対して行う調査(市独自調査)

④：計画基本指針にて実施を検討すべきとされている調査

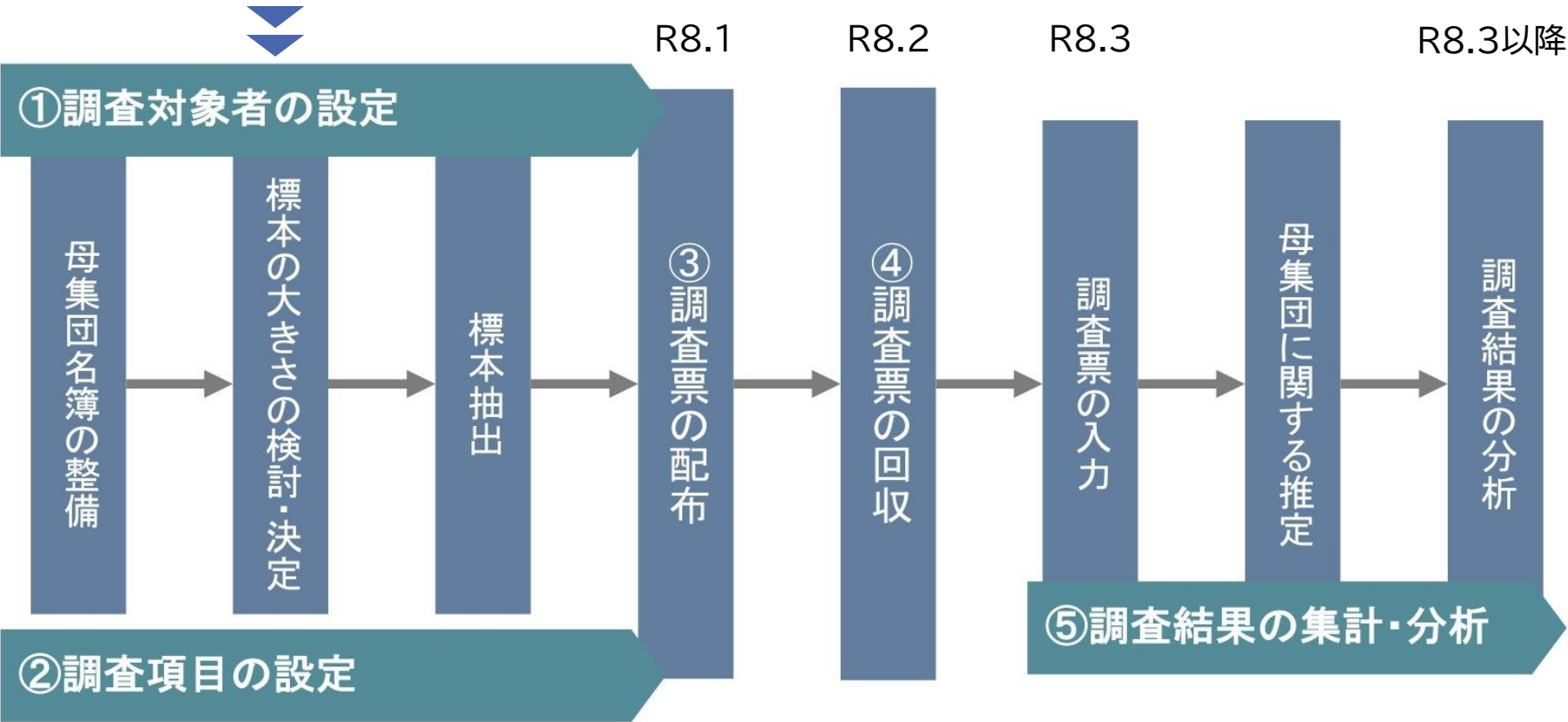
5-①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について

厚生労働省から示された調査概要に基づき、本市では下記のとおり、実施を予定しております。

項目	摘要
目的	・要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定すること。 ・介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用すること。
調査件数	1,500件(3圏域×500件)
調査対象	富谷市に居住する65歳以上の高齢者(認定者除く)より無作為抽出
調査方法	発送:郵送調査 回答:郵送及びオンライン回答
調査項目数	・必須項目35問 ・オプション項目30問から任意の項目を選択(R4:29問中8問選択) ・市独自項目(R4:35問、主に必須項目の追加質問)
設問の内容	・リスクの発生状況の把握 ・社会資源等の把握

5-①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について

市内3圏域×500件=1,500件の抽出郵送調査を予定



日常生活圏域名	地区名
①富谷中央・あけの平圏域	富谷、太子堂、ひより台、グリーンヒル(一ノ関の一部)、とちの木、あけの平、その他
②東向陽台・成田圏域	東向陽台、明石台、成田、大清水、上桜木、明石の一部
③富ヶ丘・日吉台圏域	富ヶ丘、鷹乃杜、日吉台、杜乃橋

5-①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査については、地域間比較を行うため、下記のとおり標準的な調査項目が厚生労働省より示されています。標準的な調査項目については、第9期から変更はありません。

	設問内容	必須項目 設問数	設問内容の意図	オプション項目
問1	あなたのご家族や生活状況について	3	基本情報	・介護・介助が必要になった原因 ・主な介護・介助者の状況(高齢者との関係、年齢) ・住まいの状況
問2	からだを動かすことについて	7	運動器機能の低下・転倒リスク・閉じこもり傾向を把握	・外出を控えているか否かとその理由 ・外出の際の交通手段
問3	食べることにについて	4	口腔機能の低下・低栄養の傾向を把握	・むせることがあるか ・口の渇きが気になるか ・歯磨きの状況 ・噛み合わせの状況 ・入れ歯の手入れ状況 ・体重の減少
問4	毎日の生活について	6	認知機能の低下、IADLの把握低下	・電話番号を調べて電話をかけるか ・今日の日付がわからない時があるか ・年金などの書類(役所や病院などに出す書類)が書けますか 等
問5	地域での活動について	3	ボランティア等への参加状況・今後の参加意向	-
問6	就労について	-	就労の状況を把握	・現在の就労状態は ・いつ引退したか
問7	たすけあいについて	4	うつ傾向を把握	・家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手 ・友人・知人と会う頻度 ・この1か月間、何人の友人・知人と会ったか ・よく会う友人・知人との関係
問8	健康について	6	知的能動性・社会的役割・社会参加の状況等を把握	・飲酒の頻度
問9	認知症に係る相談窓口の把握について	2	家族を含めた認知症の有無や、認知症に関する相談窓口の認知状況を把握	-

5-②在宅介護実態調査について

<在宅介護実態調査の概要>

事項	内容
目的	第7から期介護保険事業計画の策定において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「 <u>高齢者等の適切な在宅生活の継続</u> 」と「 <u>家族等介護者の就労継続</u> 」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とする
対象者	主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方
調査手法	認定調査員による聞き取り調査、郵送調査（接続方式・非接続方式）からメリット・デメリットを踏まえ選択
調査項目	必須＋オプション A票：ご本人むけ 問1～14 B票：主な介護者むけ 問1～5 ※自治体が調査項目を減らす場合であっても必要不可欠な5項目を抽出（注）。
支援ツール	・在宅介護実態調査 実施のための手引き ・在宅介護実態調査 活用のための手引き ・在宅介護実態調査の自動集計ツール_認定ソフト2021対応版 ※令和5年1月頃提供予定

（注）認定調査員の負担を軽減するため、仮に自治体において調査項目を減らす場合であっても、次の5項目は、介護する家族の負担感を把握するために必要不可欠であるため、調査項目として設定することが望ましいとしている。

A票 問1 世帯類型

B票 問1 介護者の勤務形態

A票 問2 介護者の介護の頻度

B票 問4 介護者の就労継続の見込み

A票 問10 施設等検討の状況

5-②在宅介護実態調査について

厚生労働省から示された調査概要に基づき、本市では下記のとおり、実施を予定しております。

項目	摘要
調査件数	500件
調査対象	富谷市に居住する65歳以上の要支援・要介護認定者から無作為抽出
調査方法	発送：郵送調査 回答：郵送及びオンライン回答
調査項目数	・必須項目 15問(対象者本人9問＋主な介護者6問) ・オプション項目 9問から任意の項目を選択(R4：9問中6問選択) ・市独自項目(R4：27問、主な介護者の現状を追加質問)
設問の内容	・介護サービスの受給状況について ・介護者の状況について

5-③第2号被保険者ニーズ調査について

・第2号被保険者ニーズ調査は市独自の調査となります。設問の内容・選択肢・文言等、全て任意に設定できます。

項目	摘要
目的	・健康状態や介護制度に関するアンケートを実施し、富谷市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画における施策の方針を検討する基礎資料とする。 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査との共通設問を設けることにより、年代間での意識の相違について分析する。
調査件数	800件
調査対象	富谷市に居住する40歳から64歳の方より無作為抽出
調査方法	発送：郵送調査 回答：郵送及びオンライン回答
調査項目数	市独自項目(R4:30問、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から主に質問項目を引用して、年代間分析に活用する)
設問の内容	・健康状態について ・地域活動への参加 等

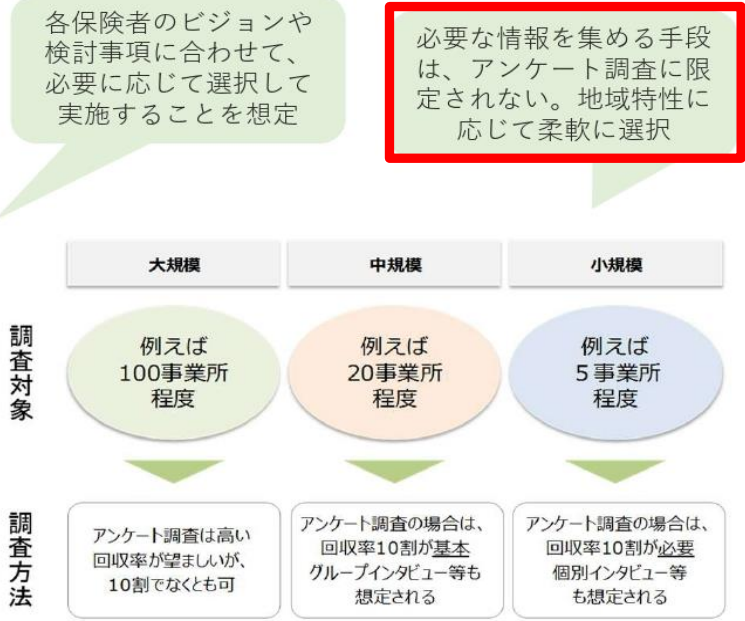
5-④介護人材実態調査について

厚生労働省から下記のとおり概要が示されています。調査方法を含め、設問等も任意に設定できます。

在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査の実施について

- 第8期では、新たに「施策反映のための手引き」を提示し、ニーズ調査や在宅介護実態調査を補完するものとして、新たに3つの調査(在宅生活改善調査、居所変更実態調査、**介護人材実態調査**)と要介護認定データを用いた地域分析ツールを提供している。
- 3つの調査は、「地域が目指すビジョン」に向けたサービス提供体制のあり方を検討するために、地域の実態把握を事業所に対するアンケートにより行うツールとして、例示しているもの。
- 各保険者が地域の実情に応じて必要な調査・設問等を選択して実施することが可能であり、第9期において調査内容は変更しない。
- 調査結果の施策への活用方法について、実際の活用状況を把握した上で、具体的に提示していく予定。

	調査・ツールの名称	調査・分析対象	主な目的
アンケート調査等	在宅生活改善調査	居宅介護支援事業所、小多機、看多機 (ケアマネジャー)	「(自宅等にお住まいの方)現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討
	居所変更実態調査	介護施設等 (サ高住・住宅型有料含む)	過去1年間の新規入居・退去の流れや、退去の理由などを把握することで、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討
	介護人材実態調査	介護事業所、介護施設等 (サ高住・住宅型有料含む)	介護人材の実態を個票で把握することにより、性別・年齢別・資格の有無別などの詳細な実態を把握し、介護人材の確保に向けて必要な取組等を検討
分析ツール	要介護認定データを用いた地域分析ツール	要介護認定データ	要介護認定データを活用し、地域ごとの要介護者の状態像等の比較を行うことができる、集計分析ツール(ExcelのVBAによる自動集計)



5-④介護人材実態調査について

厚生労働省から示された調査概要に基づき、本市では下記のとおり、実施を予定しております。

項目	摘要
目的	介護事業所の人材確保に係る課題等を把握し、富谷市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画における施策の方針を検討する基礎資料とする。
調査件数	およそ60件
調査対象	市内で運営されている介護保険事業所(全般)・職員(訪問系のみ)
調査方法	発送:郵送調査 回答:郵送及びオンライン回答
調査項目数	・全国共通設問項目 4～5問(施設・通所系5問・訪問系4問・職員5問) 設問例:サービス種別、職員数、採用・離職状況等 ・市独自項目(参考R4:12問)
設問の内容	・介護人材確保の方法について ・介護人材確保の課題について ・介護人材確保の取り組みについて

6.実態把握調査 基本方針・スケジュール(予定)について

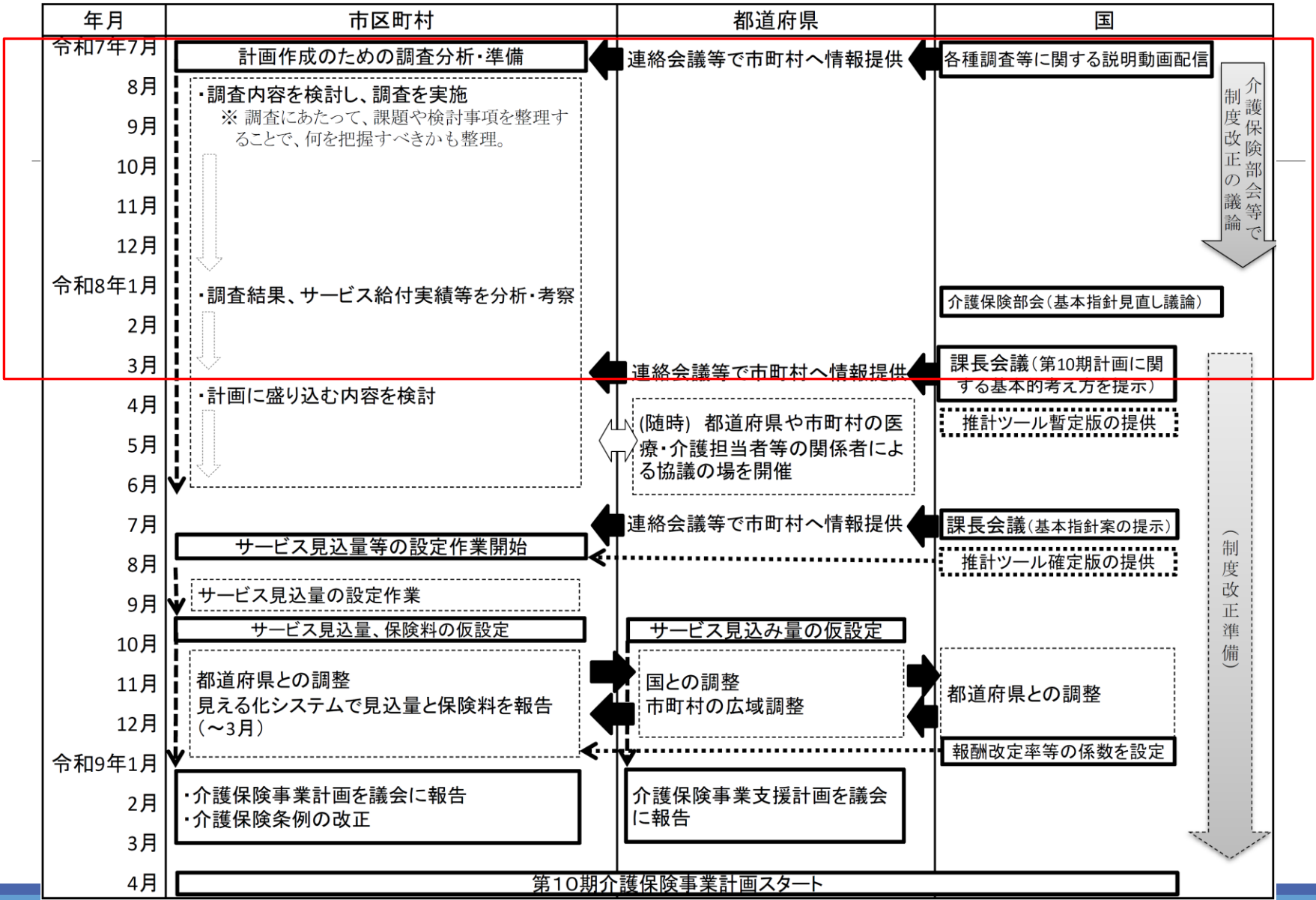
■基本方針

国から示される調査項目については、現段階において前回の第9期から変更はない状況。本市においても、前回調査からの経年変化等の分析を容易にするため、前回の調査項目をベースとして調査を実施予定。調査種類は全4種を予定。

■スケジュール予定

日程	摘要
令和7年12月18日(木)	第3回介護保険運営委員会
令和7年12月中旬	各種調査開始(郵送)
令和8年1月下旬	調査票回収
令和8年2月中旬～3月上旬	集計・分析
令和8年3月16日(月)	第4回介護保険運営委員会
令和8年3月中旬	報告書作成

6.実態把握調査 基本方針・スケジュール(予定)について



出典:厚生労働省「第10期介護保険事業(支援)計画の作成準備について」